

第 9 2 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年12月10日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成30年12月10日(月) 午前 9時39分
- 3 閉会の日時 平成30年12月10日(月) 午前10時27分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理者(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

東区協議会長 岡崎 章二

事務局	参事監	箕浦 勝宏	参事監	真田 明彦
	農地担当課長	佐藤 孝司	農地担当課長補佐	竹田 了久
	農地担当係長	入江 貢	副主査	橋本 聡実
	副主査	清水 洋子		

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

- (3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成30年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の氏名

1 番 上岡 耕一

1 0 番 雪本 泰嗣

1 0 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第92回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。1 番 上岡 耕一 委員，1 0 番 雪本 泰嗣 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本副主査

議案の訂正は、ありません。

また、11月の諮問案件について報告します。東区瀬戸町肩脊の孵卵場施設の転用申請は、11月28日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

以上です。

議 長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から東区の説明を、お願いします。

橋本副主査

1 ページ1番，増反による所有権移転です。受人は現在，約1.2ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

2番，増反による所有権移転です。受人は現在約4.1ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

3番，増反による所有権移転です。受人は現在約1.6ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アール

を超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受贈による所有権移転です。受人は現在約28アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在約16アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在約67アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、増反と借入地の取得による所有権移転です。受人は現在約5.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在約1.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ9番、借入地の取得と増反による所有権移転です。受人は現在約2.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在約73アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番から10番の10件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。
議長 それでは申請等（１）は１番から１０番の１０件を、許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。
議長 それでは申請等（１）は１０件を、許可と決定します。
次に、申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 ３ページ１番、申請地は、農用地区域内の農用地と判断され、転用目的は農地改良のための一時転用です。転用期間は平成３０年１２月２５日から平成３１年１月３１日までです。申請人は現在、約３．２ヘクタール耕作していますが、８月総会の３条許可申請により取得した農地を畑に改良し、バナナ栽培をしようとするものです。申請地は農用地ですが、農地改良のための一時転用であり、例外的に許可が可能です。転用面積は、バナナを育苗する６２，５００鉢を置く計画から、妥当な面積だと判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 ３ページ２番、申請地は駅から３００メートル以内の３種農地と判断され、転用目的は太陽光発電施設です。申請地は一部を畑として利用していましたが、大部分が荒れ、農地として利用することが難しくなったため、土地の有効利用を図るため太陽光パネルを設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 ２番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長
全議員
議長
全議員
議長

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

それでは申請等（２）は１番、２番の２件を、許可と決定してよろしいか。

よろしい。

それでは申請等（２）は２件を、許可と決定します。

なお１番は転用面積が３、０００平方メートルを超えているので、１２月１４日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明を、お願いします。

橋本副主査

４ページ１番、平成３０年１２月４日付けで農振除外済みの案件です。申請地は高性能農業機械による営農が可能な甲種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、東区金岡東町一丁目の借家に家族４人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、実家に近く親の面倒を看ながら農業の手伝いもできる、祖母所有の土地を借り受けて分家住宅を建築しようとするものです。

甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖母所有の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、平成３０年１２月４日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、東区光津で認可保育所「たんぼぼ保育園」を運営していますが、園児送迎時や各種行事での保護者用駐車場が不足しているため、保育所に近く、既存駐車場に隣接している申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、平成３０年５月１４日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり１０ヘクタール以上の１種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、東区君津にある妻の実家に家族４人と両親・弟の７人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く、農業を継いでいくためにも最適な父所有の土地を借り受けて分家住宅を建築しようとするものです。実家には両親と弟が引き続き居住します。

１種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

４番、平成３０年１２月４日付けで農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広

がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在、申請地に隣接する土地で足場工事等を主体とした建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い資材の保管場所が不足したため、既存資材置場に隣接し、保管場所不足を解消できる申請地を譲り受けて露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場に所有権を移転します。受人は現在、東区光津で自動車整備業を営んでいますが、故障車等の保管場所が不足したため、利便性の向上が見込める申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、平成30年12月4日付けで農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場に所有権を移転します。受人は現在、東区光津に営業所を置き、運送及び倉庫業を営んでいますが、事業拡大に伴い従業員用駐車場が不足したため、営業所に近く安全に利用できる申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場に所有権を移転します。受人は現在、申請地の隣接地に家族5人で居住していますが、宅地内に駐車スペースがなく支障をきたしていたので、申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 1番から7番の7件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としてあります。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。

議長 それでは申請等（３）の１番から７番の７件を、許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。

議長 それでは申請等（３）の７件を、許可と決定します。

次に申請等（４）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）を、審議します。それでは事務局から説明を、お願いします。

橋本副主査 申請等（４）の所有権の移転については５ページ１番の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。

以上の計画内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案とおりの承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（４）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 ６ページ１番から８ページ７番までの７件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望は、すべて無しです。

以上は東区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出については、７件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

清水副主査 報告（１）４条届については、９ページ１番から４番の４件です。転用目的は共同住宅が１件、通路が１件、敷地拡張が１件、自己住宅が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１０ページ１番から１１ページ１１番までの１１件です。転用目的は分譲住宅地が３件、露天駐車場が５件、内科医院が１件、露天資材置場が１件、分譲住宅地及び公園が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１２ページ１番の１件です。解約理由は耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１３ページ１番の１件で、内容は農業用倉庫です。

報告（５）農地改良届については、１４ページ１番の１件で、内容は普通野菜畑です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 平成３０年度農地利用意向調査の実施について、「下限面積の見直し」について説明する。

岸本職務代理者 それでは何か、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時２７分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員